

## Q&A 空き家を借りたい・買いたい人

Q1：空き家バンクには誰でも利用者登録できるのですか？

A：遊佐町への移住、定住等を目的としており、町税等の滞納のない方であれば利用者登録可能です。

Q2：空き家バンク利用者登録をするには、登録料、仲介手数料などの費用はかかりますか？

A：空き家バンク登録時に費用は不要です。

入居にあたって町内不動産業者（以下、不動産業者といいます。）の仲介のもとで契約する場合は、仲介手数料等が必要になります。

Q3：空き家バンク利用者登録をするには何が必要ですか？

A：「遊佐町空き家バンク利用者登録申込書」の提出と、利用希望者の運転免許証・パスポート・健康保険証・住民基本台帳カード・マイナンバーなどの、公的機関が発行する身分証明書の写しが必要です。利用者登録申込書は町役場窓口にお越しいただくか、お電話等で問い合わせください、様式を送付いたします。

Q4：空き家バンク利用者登録をすると、どのように情報提供を受けられるのですか？

A：空き家バンクの物件は、遊佐町 IJU ターン促進協議会のホームページに掲載されます。（原則金曜日）

Q5：空き家物件を土・日曜日に見学することはできますか？

A：土・日曜日の見学も可能です。しかし、集落支援員及び NPO 法人いなか暮らし遊佐応援団、または、不動産業者の案内になるため、事前に希望日時の連絡をお願いしています。また、町職員も同行する場合があります。

Q6：空き家物件の見学の際に必要なものはありますか？

A：事前に利用登録をしていただいた方については特にご用意いただく物はございません。スリッパ等はこちらで持参するので、それ以外は借主の判断にお任せします。

写真撮影は、ご遠慮ください。必要な場合は所有者の方に確認してください。

Q7：気に入った空き家物件にはすぐ住めますか？

A：家財、仏壇、ゴミの撤去や補修が必要な建物もあるので、基本的にはすぐに入居すること難しいと思われれます。

Q8：自分たちで改造しても良いのですか？

A：賃貸借の場合、貸主の承諾を得ている場合は可能です。

Q9：空き家物件でペットは飼えますか？

A：賃貸借の場合、貸主の承諾を得ている場合は可能です。